

紀宝町生涯学習講座「まなびの学級」

木山裕策さんを講師に迎え、開講講座を開催！



木山 裕策さん

紀宝町生涯学習講座「まなびの学級」では、令和5年度の開講式に合わせて開講講座を下記の通り開催します。今回は、歌手の木山裕策さんを講師に迎え、ご講演いただきます。

まなびの学級生以外の方も聴講できますので、ぜひご来場ください。

- 【日 時】** 6月18日(日)
午後2時から午後3時30分
(午後1時30分開場)
- 【会 場】** まなびの郷「きらめきホール」
- 【講 師】** 木山 裕策さん(歌手)
- 【演 題】** ガンが教えてくれたこと
～自分に向き合ってみつけた夢～
- 【入場料】** 無料 ※入場には整理券が必要です。
※入場整理券は、5月31日(水)午前9時から「まなびの郷」にて先着順に配布します(整理券:1人最大5枚まで)。
- ▶詳しくは、生涯学習センター「まなびの郷」(☎32-0241)までお問い合わせください。

【プロフィール】 1968年大阪府生まれ。2005年に甲状腺ガンの手術を行った際、医師から「手術後に声が出なくなる危険があること」を告げられ、長年の夢だった歌手への挑戦を決意。2008年2月6日に家族をテーマにした楽曲「home」でメジャーデビュー。同年、『第59回NHK紅白歌合戦』に初出場を果たす。

賦課限度額および軽減判定基準額が改定

国民健康保険税の基準が見直されました

令和5年度税制改正により、国民健康保険税の賦課限度額および軽減判定所得の基準が次のとおり改定されました。

◆**賦課限度額(後期高齢者支援金分)が引き上げ**
国民健康保険税は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の3区分で構成されており、それぞれに課税の上限が設けられています。

今年度は、後期高齢者支援金にかかる賦課限度額を22万円(改定前:20万円)に引き上げられます。

◆**低所得者への軽減判定所得基準が引き上げ**
世帯の前年所得が決められた所得基準を下回っている場合は、所得に応じて国民健康保険税の均等割額(1人あたり)と平等割額(1世帯あたり)の7割・5割・2割が軽減されます。

今回の改定では、5割軽減と2割軽減の基準となる所得額が経済的動向等を踏まえ、見直されました(下表参照)。

▶詳しくは、役場税務住民課(☎33-0337)までお問い合わせください。

低所得者への軽減判定所得基準 新旧対照表

	改定前	改定後
5割軽減	43万円+(28.5万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+(29万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+(53.5万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)

※被保険者数には、国民健康保険に加入していた方が、後期高齢者医療制度に移行した場合も含まれます。

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食料品等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人あたり一律5万円を支給します。

◆**対象者(①、②のいずれかに該当する方)**

- ①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象であった方
- ②令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方で、以下の児童等を扶養する父母等
 - ・令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)
 - ・令和6年2月末までに生まれた新生児

◆**申請が必要な方**

上記②に該当する方

【申請方法】

申請書を役場福祉課窓口または町ホームページから入手し、振込先口座などを記入して必要書類とともに役場福祉課へ直接または郵送でご提出ください。

※書類を審査し、給付金の支給要件を満たす方の指定口座に給付金を振り込みます。

【申請期間】

6月1日(休)～令和6年2月29日(休)
※令和6年2月生まれの方は令和6年3月15日(休)まで。

◆**申請が不要な方**

令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象であった方
※対象者には役場福祉課から通知のうえ、児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座へ振り込みます。

※給付の支給を希望しない場合は、下記へご連絡ください。受給拒否届出書を送付します。
※口座を解約しているなど、給付金の支給に支障がでる場合は、口座変更などの手続きを行ってください。

▶詳しくは、右記の町ホームページをご覧くださいか、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。



町HP

ウミガメ保護のため一緒に活動しませんか？

6月より井田海岸のパトロールを開始！

ウミガメの保護活動を行っている町ウミガメ保護監視員と、ウミガメ公園飼育員の伊藤柊也さんは、6月1日から井田海岸のパトロールを開始します。監視員らは7月末まで定期的にパトロールを行い、ウミガメの産卵や、ふ化を見守っていきます。

ウミガメ保護に興味がある方はウミガメ保護監視員たちと一緒にパトロールに参加してみませんか。

◆**パトロール体験の参加者募集**

【実施日】 6月・7月の毎週土曜日 午後8時～
【集合場所】 ウミガメ公園資料館前 ※荒天時は中止
※中学生以下の方は保護者同伴でお願いします。

【申込方法】 参加希望日前日の午後5時までに電話または下記QRコードからお申し込みください。

▶詳しくは、役場企画調整課(☎33-0334)までお問い合わせください。



申込フォーム

